

岩手県告示第34号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

平成22年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共下水道の名称 西和賀町特定環境保全公共下水道
- 2 工事の区域 和賀郡西和賀町湯之沢31地割82番地
- 3 工事の内容 終末処理場設備の増設
- 4 工事の完了の日 平成22年1月5日